

国自旅第 1 4 4 号
令和 5 年 8 月 2 5 日
一部改正 国自旅第 3 3 4 号
令和 6 年 2 月 2 7 日

各運輸局自動車交通部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

物流・自動車局旅客課長

一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の変更命令を行うか否かについての調査要領及び変更命令を発する基準の細目について

貸切バスの運賃・料金制度の施行については、一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の設定又は変更の際し、運賃・料金の変更命令を行うか否かの調査及び変更命令の発動については、「一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の届出及び変更命令の処理要領について」（令和 5 年 8 月 2 4 日付け国自旅第 1 4 8 号）の「第 2. 運賃・料金の変更命令の処理要領」の「2. 変更命令を行うか否かについての調査要領」及び「3. 運賃・料金の変更命令を発する基準」により行うこととしているところであるが、具体的な調査及び発動にあたっては、この細目に定めるところにより取り計らわれたい。

なお、平成 2 6 年 7 月 1 日付け国自旅第 7 0 号「一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の変更命令を行うか否かについての審査要領及び変更命令を発動する基準の細目について」は廃止する。

また、本件については、公益社団法人日本バス協会会長あて別添のとおり通知したので申し添える。

記

第 1. 運賃及び料金の原価の算定

1 運賃に係る原価の算定については、以下のとおり各費用項目を算定する。

(1) 人件費の算定

① 当該ブロック全職種平均給与月額より当該事業者の運転者平均給与月額（賞与含む。以下同じ。）が高い場合

原価計算書に記載された人件費に人件費デフレターを乗じた額

② 当該ブロック全職種平均給与月額より当該事業者の運転者平均給与月額が低い場合

（（当該ブロック全職種平均給与月額＋当該事業者の運転者平均給与月額）÷ 2 × 当該事業者の運転者支給延人員（人月）＋当該事業者の運転者給与計以外の運送部門の人件費）× 人件費デフレター

- ③ ①又は②で算定した額について次式により基準賃金と基準外賃金を算定
基準賃金＝①又は②で算定した額×各運賃ブロックの平均基準賃金比率
基準外賃金＝①又は②で算定した額×各運賃ブロックの平均基準外賃金比率
- (2) 燃料油脂費の算定
燃料油脂費実績原価に対し、1年度につき燃料価格傾向値を乗じて算定
- (3) 車両修繕費の算定
車両修繕費実績原価に対し、物件費デフレーターを乗じて算定
- (4) 車両減価償却費の算定
- ① 各車種区分毎に次式により算定
大型車＝(期中平均車両数×平均価格)÷((当該事業者の平均使用年数+5年)÷2)
中型車＝(期中平均車両数×平均価格)÷((当該事業者の平均使用年数+5年)÷2)
小型車＝(期中平均車両数×平均価格)÷((当該事業者の平均使用年数+5年)÷2)
通勤用車＝(期中平均車両数×平均価格)÷((当該事業者の平均使用年数+5年)÷2)
- ② 大型車、中型車、小型車、通勤用車を足し上げた額に物件費デフレーターを乗じて算定
- (5) 諸税の算定
各諸税の実績原価
- (6) 保険料の算定
各保険料の実績原価
- (7) 営業費のうちの手数料等及びその他経費の算定
営業費のうちの手数料等及びその他経費実績原価に対し、物件費デフレーターを乗じて算定
- (8) 一般管理費の算定
- ① 人件費の算定
人件費実績原価に対し、人件費デフレーターを乗じて算定
- ② 一般管理費のうちその他経費の算定
一般管理費のうちその他経費実績原価に対し、物件費デフレーターを乗じて算定

(9) 営業外費用の算定

その他経費実績原価に対し、物件費デフレーターを乗じて算定

(10) 適正利潤の算定

適正利潤は次式により算定する。

自己資本構成×ベースとなる資産合計×資本報酬率

(11) 安全運行に係る経費（安全コスト）の算定

① 原価計算書等の様式3の安全運行に係る経費に対し、総乗務時間を除して算定

② ①で算定した額と基準安全コストのいずれか高い額

2 交替運転者配置料金に係る原価の算定については、以下のとおり算定する。

(1) 時間あたり料金の算定

1 (1)③により算定した基準賃金÷総乗務時間

(2) キロあたり料金の算定

1 (1)③により算定した基準外賃金÷総走行キロ

第2. 基準運賃の算定の考え方

基準運賃の算定については、第1. により算定した各費用項目の額を用いて、以下のとおり行う。

(1) 時間あたり基準運賃額の算定

(基準賃金 + (車両減価償却費 × 1/2) + 施設賦課税 + 営業費のうち
その他経費 + 一般管理費 + 営業外費用 + 適正利潤) ÷ 総乗務時間 + 安全
コスト査定額

(2) キロあたり基準運賃額の算定

(基準外賃金 + 燃料油脂費 + 車両修繕費 + (車両減価償却費 × 1/2) +
自動車税 + 自動車重量税 + 自動車損害賠償責任保険料 + 車両保険料) ÷
総走行キロ

(3) 車種区分ごとの算定

① 時間あたり運賃額

大型車 = 時間あたり基準運賃額 × 当該ブロックの車両合計 ÷ (大型車
両数 + 中型車両数 × 中型車原価比率 + 小型車両数 × 小型車
原価比率 + コミューター車両数 × コミューター車原価比率)

中型車 = 大型車運賃額 (時間あたり運賃額) × 中型車原価比率

小型車 = 大型車運賃額 (時間あたり運賃額) × 小型車原価比率

通勤車 = 大型車運賃額 (時間あたり運賃額) × コミューター
原価比率

② キロあたり運賃額

大型車＝キロあたり基準運賃額×当該ブロックの車両合計÷（大型車両数＋中型車両数×中型車原価比率＋小型車両数×小型車原価比率＋通勤車車両数×通勤車原価比率）

中型車＝大型車運賃額（キロあたり運賃額）×中型車原価比率

小型車＝大型車運賃額（キロあたり運賃額）×小型車原価比率

通勤車＝大型車運賃額（時間あたり運賃額）×通勤車原価比率

第3. 変更命令の発動の考え方

届出運賃額が第2.により算定した運賃額を下回る場合に、変更命令を発動する。

第4. その他

運賃・料金の適用方が標準適用方法と異なる場合や、「一般貸切旅客自動車運送事業者と旅行業者等との間で締結する年間契約等に対する取り扱いについて」（平成26年3月31日付け国自旅第628号）とは異なる年間契約が設定された場合等、第1.～第3.の基本的な考え方のみでは判断できない場合については、届出事業者から資料の提出やヒアリング等の結果を踏まえ、安全コストが反映されているか、利用者保護の観点から支障がないかを個別に判断する。

附則（令和5年8月25日国自旅第144号）

この通達は、令和5年8月25日以降に届け出るものから適用する。

附則（令和6年2月27日国自旅第334号）

この通達は、令和6年3月1日以降に届け出るものから適用する。